

青森県認知症介護実践研修事業指定研修実施機関募集要項

1 趣旨

青森県では、厚生労働省が定める「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づき、認知症介護実践研修事業の実施に関する事務を適正に実施する能力があると認める法人（以下「研修実施機関」という。）を指定することとし、その募集を行うものである。

2 募集の概要

(1) 研修の目的

認知症介護実践研修事業は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対するサービスの質の向上・充実を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別添「青森県認知症介護実践研修事業概要」のとおり

(3) 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、事業の廃止の承認を受けた場合は事業の廃止日までとする。

また、県が、当該法人における研修実施について適正でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 経理に関する事項

(1) 本事業は、研修実施機関が研修受講者の属する法人から受講料を徴収して実施するものであり、県は一切の経済上の支援は行わない。

(2) 研修実施機関は、本事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、証拠書類を整備しなければならない。

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- ① 県内に主たる事務所を有する法人であること。
- ② 研修実施機関を運営するために必要な経済的基礎があり、かつ研修実施機関運営事業の経理状況が明確にできる等、財務内容が適正であること。
- ③ 認知症介護実践研修事業等の受講者に対して中立性・公平性が確保できること。

(2) 提出書類について

- ① 青森県指定研修実施機関の指定に係る事前協議書（様式1）
- ② 法人概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 法人の定款（寄付行為）及びその登記事項証明書（様式任意）

- ⑤ 医療保健福祉関係の研修会の実績について（様式4）
 - ⑥ 指定研修実施機関運営上の基本方針（様式5）
 - ⑦ 組織図・職員配置（見込み）（様式6）
 - ⑧ 研修に係る講師・指導者の確保状況（見込み）（様式7）
 - ⑨ 研修カリキュラム（令和7年度の予定）（様式8）
 - ⑩ 事業費収支見込み（様式9）
 - ⑪ 個人情報保護の対応体制について（様式任意）
- (3) 応募の手続き
- ① 募集要項は、青森県ホームページよりダウンロードすること。
 - ② 応募書類の提出
 - ア 受付締切日 令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）
 - イ 提出場所 県庁北棟6階 健康医療福祉部 高齢福祉保険課
 - ウ 提出方法 上記イまで、持参又は郵送で提出すること。
 - エ 提出部数等 事前協議書及び関係書類を提出すること。なお、提出書類は、日本産業規格A列4とすること。
 - オ その他 提出された書類等の返却は行わない。

5 審査

- (1) 審査方法
- (2)に掲げる各審査項目について審査し、県が適当と認めた法人を選定する。
- (2) 審査項目
- ① 指定研修実施機関としての資格・資質
 - ア 研修事業を適正に実施できる法人であるか。
 - イ 県に代わって事業を実施できる中立性・公平性が確保される法人であるか。
 - ② 事業の遂行能力
 - ア 研修事業などの実績があるか。
 - イ 基本方針及び応募動機が研修の趣旨を踏まえたものとなっているか。
 - ウ 研修カリキュラムが、県が示したものと同じ内容となっているか。
 - エ 研修スケジュールに無理なく、事業遂行できるか。
 - オ 経費の見積は妥当であり、適正な受講料の設定となっているか。
 - カ 財務状況が健全であり、安定した事業運営ができる見込みがあるか。
 - キ 個人情報保護の方針が明確になっているか。
- (3) 失格となる場合
- ① 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ② 応募書類に虚偽の記載をした場合
 - ③ その他審査結果に影響を与えるような不正な行為が認められた場合
- (4) 審査結果
- 事前協議書等関係書類を提出した法人に通知する。

6 留意事項

- (1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し換えは原則として認めない。
- (2) 提出書類については、本要項に基づく選定以外の目的に使用しない。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- (5) 厚生労働省の実施要綱の改正等により、事前協議書の内容を変更して実施する場合があります。

7 問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課 高齢者支援グループ

電 話 017-734-9296

F A X 017-734-8090